

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が労働安全法の主旨に沿い、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会就業規程（以下「就業規程」という。）第8章及び社会福祉法人渋川市社会福祉協議会臨時職員就業規程（以下「臨時職員就業規程」という。）第7章に基づき事業所の労働安全衛生管理に関する基本的事項を定め、労働災害の防止と快適な職場環境の整備を図り職員の安全と健康を確保することを目的とする。

(本会及び職員の責務)

第2条 本会並びに就業規程第2条に規定する職員及び臨時職員就業規程第2条に規定する臨時職員（以下「職員」という。）は、安全及び衛生に関する業務に協力して、労働災害の発生を未然に防止し、健康の保持のために安全及び衛生に必要な事項を遵守しなければならない。

- 2 本会は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を安全衛生委員会に報告しなければならない。
- 3 本会は、産業医が、職員の健康管理等を適切に行えるよう次の情報を提供しなければならない。

- (1) 職員の作業環境、作業態様及び労働時間
- (2) 健康診断実施後の措置、長時間労働者に対する面接指導実施後の措置若しくは職員の心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に基づく面接指導実施後の措置又は講じようとするこれらの措置の内容に関する情報
- (3) 就業規程第31条第1項に規定する時間外勤務及び休日勤務が、1月当たり80時間を超えて命じられた職員の氏名及び勤務時間に関する情報
- (4) 就業規程第31条第2項に規定する深夜勤務を命じられた職員の氏名、回数及び時間のうち、産業医が必要と認めた情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理等に必要な情報

- 4 本会は、第4条第4項に規定する勧告を受けたときは、当該勧告の内容及び当該勧告を踏まえて講じた措置の内容を、措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由を記録し、これを3年間保存しなければならない。

- 5 本会は、前項の勧告を受けた後、遅滞なく当該勧告の内容及び当該勧告を踏まえて講じた措置の内容を、措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由を安全衛生委員会に報告しなければならない。

- 6 本会は、産業医が産業医学の専門的立場から、職員の健康管理等を適切に実施できるよう、産業医が職員からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 7 本会は、職員の健康確保措置を適切に実施するため、全職員の労働時間の状況を客観的に把握し、これを3年間保存するための措置を講じなければならない。
- 8 本会は、産業医の業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出方法及び産業医による職員の心身の状態に関する情報の取扱方法を本会イントラネットの電子掲示板へ掲載し、職員に周知しなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(衛生管理者)

第3条 本会は、法定の資格を有する職員のうちから衛生管理者を選任し、その者に衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

- 2 衛生管理者は、衛生に関わる次の技術的事項を管理しなければならない。
 - (1) 健康に異常のある者の発見及びその措置に関すること
 - (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること
 - (3) 作業環境、施設等の衛生上の改善に関すること
 - (4) 救急用具等の点検及び整備に関すること
 - (5) 労働衛生教育、健康相談等の職員の健康保持に必要な事項に関すること
 - (6) 職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤等に関する統計の作成に関すること
 - (7) 職員の健康診断に関する記録の整備に関すること
- 3 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 本会は、衛生管理者が職務を遂行することができないときは、法令の定めるところにより代理者を選任し、これを代行させるものとする。

(産業医)

第4条 本会は、資格を有する医師のなかから産業医を選任し、その者に職員の健康管理等の事項をなし得る権限を与えなければならない。

- 2 産業医は、次の事項を行わなければならない。
 - (1) 健康診断の実施及びその結果の基づく職員の健康を保持するための措置に関すること
 - (2) 作業環境の維持に関すること
 - (3) 作業の管理に関すること

- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること
 - (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
 - (6) 衛生教育に関すること
 - (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止の措置に関すること
- 3 産業医は少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 産業医は、職員の健康管理等に関し勧告しようとするときは、その趣旨も含めて本会に十分理解され、かつ、適切に共有されることにより、職員の健康管理等に有効に機能するよう、あらかじめ、当該勧告の内容について本会の意見を求めなければならない。

(安全衛生委員会)

第5条 本会は、安全衛生委員会を設け、運営等は別に定める安全衛生委員会規程によるものとする。

第3章 安全衛生教育

(雇い入れ時の教育)

第6条 本会は、職員を雇い入れ又は職員の業務内容を変更したときは、当該職員に対し遅滞なく、当該職員が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、当該職員が既に十分な知識及び技能を有していると認められる事項は、省略することができる。

- (1) 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- (2) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- (3) 事故時等における応急措置及び退避に関すること
- (4) その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

第4章 健康の保持増進措置等

(健康診断)

第7条 職員は、毎年1回健康診断を受けなければならない。ただし、職員が本会の実施する健康診断を希望しない場合は、他の医師による健康診断（法定検診項目を満たすもの）を受け、その結果を証明する書面を本会に提出するものとする。

- 2 本会は、健康診断の結果に基づき、職員の健康を保持するために、健康状態を把握し必要に応じ、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずる。

3 本会は、健康診断を受けた職員に対し、関係法令に定めるところにより、当該健康診断の結果を通知する。ただし、当該健康診断結果が直接職員に通知される場合は、職員は当該健康診断結果を本会に必要な範囲で報告するものとする。

4 本会は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、医師、保健師による健康指導を行うよう努めるものとする。

(健康診断個人票)

第8条 本会は、健康診断の結果について、5年間これを保存しなければならない。

(報告)

第9条 本会は、健康診断の結果に基づき、報告書を作成して所轄労働基準監督署長に報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 健康診断の実施の事務に従事した職員は、その実施に関して知り得た職員の心身の状況その他の秘密を漏らしてはならない。

(事後措置)

第11条 本会は、職員が業務に就くことを禁止されたり、治療を要する場合、必要に応じ、安全衛生委員会の意見を聞き、適切な事後措置を講じるものとする。

(健康相談等)

第12条 本会は、職員に対する健康相談、産業医による面接指導及びその他職員の健康の保持増進を図るために必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努める。

2 職員は、前項の本会が講ずる措置を利用してその健康の保持増進に努めることとする。

第5章 予防対策等

(感染症の予防対策)

第13条 本会は、職員を感染症から保護し、かつ、利用者への感染を防止するため、日常的に職員の健康管理等を実施するとともに、感染症の予防の措置をとらなければならない。

(腰痛予防対策)

第14条 本会は、利用者の入浴・排泄等の介助や移乗関連用具（または保育サービス）での業務においては、できるだけ腰部に負担のかからない作業姿勢で行わせることとし、次の事項について配慮しなければならない。

(1) 腰痛予防の教育を事前に実施すること

- (2) 作業前に準備体操を行うこと
- (3) 福祉用具を極力利用すること
- (4) 利用者の体重によっては、2人作業や移乗関連用具の活用を検討すること
と
(メンタルヘルス)

第15条 本会は、職員が職場、利用者、その家族等の人間関係、長時間労働等から生ずるストレスに対処できるよう支援を行うとともに、職場環境等の改善、職員への相談対応等を行うなど継続的かつ計画的に心の健康の保持増進をはからなければならない。

第6章 過重労働対策

(面接指導等)

第16条 時間外労働時間及び休日労働時間が1月あたり80時間を超える職員が希望したときは、産業医（やむを得ないときは他の医師）による面接指導を実施することとする。

- 2 本会は、前項による面接指導結果の記録を作成し、その結果に基づき事後措置を講ずるものとする。

第7章 補則

(委任)

第17条 この規程に定めのないものについては、労働安全衛生法及びその他の関係法令の定めによるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

